鳥取地方法務局登記完了予定日

申請日		本局	倉吉支局	米子支局
4月25日(木)	不動産(権利)	5月2日(木)	5月1日(水)	5月2日(木)
	不動産(表示)	5月8日(水)	5月1日(水)	5月7日(火)
	商業・法人	5月2日(木)		
4月26日(金)	不動産(権利)	5月7日(火)	5月2日(木)	5月7日(火)
	不動産(表示)	5月10日(金)	5月2日(木)	5月7日(火)
	商業・法人	5月7日(火)		
4月30日(火)	不動産(権利)	5月8日(水)	5月7日(火)	5月8日(水)
	不動産(表示)	5月10日(金)	5月7日(火)	5月9日(木)
	商業・法人	5月8日(水)		
5月1日(水)	不動産(権利)	5月9日(木)	5月8日(水)	5月10日(金)
	不動産(表示)	5月10日(金)	5月8日(水)	5月13日(月)
	商業・法人	5月9日(木)		
5月2日(木)	不動産(権利)	5月10日(金)	5月9日(木)	5月14日(火)
	不動産(表示)	5月13日(月)	5月9日(木)	5月13日(月)
	商業・法人	5月10日(金)		

登記完了の「時刻」は、申請日に登記申請された時刻と同時刻を予定しています。
■それぞれの申請日における午前8時30分現在の登記完了予定日を掲載しています。
■登記の申請が大量にされるなど状況によっては、完了予定日が異なる場合があります。

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。
■登記の申請に不備(補正)等がある場合
■申請の内容が複雑なものである場合
■土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
■不動産登記で登記識別情報や登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
■商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合

＊郵便により申請された場合やオンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送(持参)された場合は、
添付書類が法務局に到着した日を申請日として、登記完了予定日をご確認下さい。
なお、書留郵便の配達日は、日本郵便の「郵便追跡サービス」により、確認することができます。